

湖北やすらぎの里ケアプランセンター 重要事項説明書

指定居宅介護支援の提供にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. ご利用事業所の概要

〈令和8年4月1日現在〉

事業所の名称	湖北やすらぎの里ケアプランセンター	
事業所の所在地	〒529-0426 滋賀県長浜市木之本町黒田1221番地	
設立年月日	平成28年 4月 1日	
サービスの種類	指定居宅介護支援	
電話番号	0749-82-3751	
指定年月日・事業所番号	平成28年4月1日指定	2550380030
管理者の氏名	脇坂 秀明	
通常の事業の実施地域	滋賀県長浜市	

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある本サービスの利用者（以下「利用者」という）が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため適切なサービスの提供に努めます。また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないようにします。

3. 提供するサービスの内容

- 利用者のお宅を訪問し、利用者の心身の状態をアセスメント等適切な方法により把握の上、利用者やご家族の希望を踏まえ「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

医療系サービス等の利用を希望される場合においては、利用者やそのご家族の同意を得て主治の医師等の意見を求める事とされています。よって、主治の医師等に対してケアプランや状態を説明し、サービスの利用についての意見を確認します。

（新規依頼時の他、計画変更時、認定更新時に行います）

- 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者とそのご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

少なくとも1ヶ月に1回利用者宅を訪問し、利用者とは面談するとともにモニタリングの結果を記録します。ただし、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行った場合においては、少なくとも2ヶ月に1回利用者宅を訪問します。

（利用者の状態が安定している場合において、利用者がテレビ電話装置等を介しての意思疎通ができることや、当該装置の利用だけでは収集が不可能な情報については、他の

サービス事業者との連携により情報収集を行います。)

- 必要に応じて、利用者と事業者との双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 利用者の要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- 利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

4. 営業日時

開所日	月曜日から土曜日まで ただし、水曜日、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。
開所時間	午前8時30分から午後5時15分まで

5. 事業所の職員体制

	員数	業務内容
管理者(兼務)	1人	所属職員の指導監督、事業所の業務管理
介護支援専門員	2人	利用者からの相談に応じ、サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに事業者との連絡調整を行う。

6. 秘密の保持と個人情報の保護

- 介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者およびそのご家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。
- 当事業者がサービスを提供する際に、利用者およびそのご家族に関する情報については、サービス担当者会議等、利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。また、サービスの提供に関わって、利用者の情報をサービス事業者、医療機関（医師・薬剤師・歯科医師等）と共有する必要があるため、あらかじめ利用者に説明し、同意書に署名押印をいただきます。

7. 利用料

- 指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、別表の居宅介護支援の利用料金の全額を一旦、お支払いいただきます。この場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。
- 料金が発生する場合、利用料については月ごとの清算とし、利用の翌月末日までにまとめてお支払いいただきます。
- 通常の事業の実施地域を超える地域の居宅を訪問する場合は、これに要する交通費の実費相当額をお支払いいただきます。この場合において、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた距離1キロメートル（当該距離に1キロメートル未満の端数があるときは、これを1キロメートルとします。）につき50円を乗じて得た額とし、

併せて有料道路又は有料駐車場を利用したときは、当該使用料の実費相当額を加えた額をお支払いいただきます。

8. 介護支援専門員の変更

事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合は、ご本人に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

9. 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

- ① 利用者が入院または介護保険施設等に入所した場合（ただし、1年以上の場合に限る）
介護保険施設等へ入所するに当たっては必要な支援を行います。
- ② 利用者が要支援または要介護でなくなった場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 利用者が特別養護老人ホームに入所した場合

10. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業者の過失によりご本人に賠償すべき損害が発生した場合は、損害賠償を行います。

11. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号	0749-82-3751
	面接場所	当事業所の相談室 担当者 脇坂 秀明

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長浜市長寿推進課	住 所：長浜市八幡東町632番地 電話番号：0749-65-7841
	滋賀県国民健康保険 団体連合会事務局	住 所：大津市中央4丁目5-9 電話番号：077-522-2651 (FAX 077-522-2628)
	運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	住 所：草津市笠山7-8-138 担当部署：滋賀県社会福祉協議会 電話番号：077-567-4107 (FAX 077-561-3061)

12. 人権擁護及び虐待防止

利用者の人権擁護及び虐待の防止等のため、責任者を設置し必要な体制の整備を行います。従事者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施します。

13. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、または非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

す。

14. ハラスメント対策

- (1) 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

15. 身体拘束廃止について

介護保険法指定施設運営基準に基づき、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行うことはしません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、ご家族等への同意を得ます。

16. 公平中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者はケアプランにおいて行うサービスに係る複数の介護サービスにおいて、複数の事業所の紹介やその選定理由を事業者に求めることができます。
前6ヶ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合の説明	事業者が前6ヶ月の間に作成したケアプランにおける「訪問介護」、「通所介護」、「地域密着通所介護」、「福祉用具貸与」の利用割合等を別紙資料にて説明します。

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所へご連絡ください。

入院された際には、入院先の病院・診療所等に、担当ケアマネの氏名と連絡先をお伝えください。

令和 年 月 日

事業者は、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 住所 滋賀県長浜市木之本町黒田 1221 番地
事業者名 湖北やすらぎの里ケアプランセンター
説明者名 印

私は、事業者より本書面により、事業者から重要な事項の説明を受けました。

ご本人 住所 _____

氏名 _____ 印

※自署の場合は、押印を省略することができます。

ご家族等 住所 _____

氏名 _____ 印

※自署の場合は、押印を省略することができます。

別表

(1) 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

(地域区分7級地)

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)	
	居宅介護支援費 (i) 〈取扱件数が45件未満〉	要介護度1・2
	要介護度3・4・5	14,406円
居宅介護支援費 (ii) 〈取扱件数が45件以上60件未満〉	要介護度1・2	5,554円
	要介護度3・4・5	7,187円
居宅介護支援費 (iii) 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,328円
	要介護度3・4・5	4,308円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 居宅サービス等の利用に向けて、退院時等にケアマネジメント業務を行ったもののサービス利用に至らなかった場合、サービス担当者会議における検討等が行われている際には、上記の利用料を算定します。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し、指定居宅支援を提供した場合に算定する。(1月につき1回を限度)	3,063円
入院時情報連携加算(I)	入院先の医療機関等に、入院した日のうちに必要な情報を提供した場合 ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	2,552円
入院時情報連携加算(II)	入院先の医療機関等に、入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報を提供した場合 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	2,042円
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 *「連携3回」を算定できるのは、内1回以上入院中の担当医等との会議(退院カン	○カンファレンス参加無し 連携1回 4,594円 連携2回 6,126円 ○カンファレンス参加あり 連携1回 6,126円

	<p>ファレンス)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行ったうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。</p> <p>*「カンファレンス参加有・連携2回」の場合、必要な情報提供を2回受けており、内1回以上はカンファレンスによる情報提供を受けている事。</p> <p>*入院・入所期間中に1回を限度とする。</p> <p>*初回加算との同時算定不可とする。</p>	<p>連携2回 7,656円</p> <p>連携3回 9,189円</p>
緊急時等居宅カンファレンス加算	<p>病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、本人に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)</p>	2,042円
通院時情報連携加算	<p>利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合。(1月に1回を限度)</p>	510円

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	<p>指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合</p>	<p>上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)</p>
特定事業所集中減算	<p>居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中度が、正当な理由なく80%を超える場合</p>	2,042円

(2) 支払い方法

上記の利用料は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、下記の方法によりお支払いください。(利用料が発生する場合に限る)

支払い方法	支払い要件等
納付書	<p>サービスを利用した月の翌月に、納付書を郵送しますので、10日以内に指定する金融機関の窓口で納付してください。</p>